

愛媛労働局発表
平成28年9月28日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 藤田 恭子
室長補佐 三好 健太
(電話) 089(935)5222
(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」始動

～平成28年9月1日から平成28年12月31日まで～

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法（以下「改正法」という。）が全面施行されることに伴い、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。

愛媛労働局（局長 天野 敬）では、事業主等が、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性、並びに改正法及び関係省令等に基づき新たに義務付けられる内容について理解を深めるため、平成28年9月1日から平成28年12月31日までの期間、全国各労働局が実施する「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として、県下事業主等を対象とした説明会を実施するほか、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

【キャラバン取組期間中の実施事項】

1 説明会の開催

事業主・人事労務担当者向けに、改正法の内容等についての説明会を県下3会場で計6回開催します。（資料1）

2 ハラスメント対応特別相談窓口

労働者や事業主等が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）についての相談を中心に受け付けます。（資料2）

3 育児・介護休業等規定整備のための個別相談会

事業主・人事労務担当者向けに、改正法に対応する就業規則の改定のための個別相談会を開催します。（資料3）

《添付資料》

- 1 改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等説明会のご案内
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口のチラシ
- 3 育児・介護休業等規定整備のための個別相談会のご案内
- 4 改正法のパンフレット「育児・介護休業法が改正されます！」
- 5 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い・防止措置